

令和 5 年

第 3 回
教育委員会会議録

行橋市教育委員会
令和5年3月15日(水)

教育委員会会議録

1 招集日時
令和5年3月15日(水) 13時 0分

2 招集場所

5階 501会議室

3 出席委員

| | | |
|----------|----|----|
| 教育長職務代理者 | 水谷 | 知子 |
| 委員 | 村上 | 信哉 |
| 委員 | 桃坂 | 克己 |
| 委員 | 吉兼 | 法子 |

4 出席職員等

- 長尾教育長
- 辛嶋教育部長
- 吉本教育総務課長
- 三田井指導室長
- 川中学校管理課長
- 木村防災食育センター長
- 森生涯学習課長
- 小川文化課長
- 門司スポーツ振興課長
- 井上教育政策係長

5 議題及び議事の概要

別紙

6 閉会 14時 4分

教 育 長

指 名 委 員

令和5年3月15日

開議 13時00分

○教育政策係長 井上尚史君

それでは、ただいまから令和5年第3回定例教育委員会を開催します。

当日配付の資料がございます。議案が1件、報告第4号の内容に2件追加がございます。そのほかで、その他が2件追加がありましたので、追加資料を一式、机の上にて配付させていただきます。

それでは、長尾教育長お願いいたします。

1. 開会

○教育長 長尾明美君

定足数に達しておりますので、令和5年第3回定例教育委員会を開会いたします。

2. 前回会議録の承認

○教育長 長尾明美君

それでは、前回の会議録を議題といたします。

この件について、何か御意見等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので承認いただいたものとします。なお今回の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、村上委員を指名します。

村上委員、よろしくお願いいたします。

(村上君「はい」の声あり)

3. 教育長事務報告

○教育長 長尾明美君

続きまして、教育長事務報告についてでございます。

2月24日から3月14日までの事務について記載をしました資料を事前にお配りをいたしました。内容等について御質問等がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、教育長事務報告を終わらせていただきます。

4. 議事

(1) 議案第15号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

それでは、早速本日の議事に入らせていただきます。

議案第15号 人事案件について御説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、この人事案件では、各課で雇用いたします会計年度任用職員につきまして、令和4年度末での退職や令和5年度の任用に関するものになっております。

まず、教育総務課から御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、本日追加でお配りした資料の3ページと書かれた資料を御覧ください。A4横の資料になります。

まず1番目が教育総務課所属職員の育休期間中の代替職員、2番目がICT・英語教育推進係に所属する指導主事、3番目がICT教育推進員、4番から12番目が外国語指導助手で小中学校に所属をして、それぞれが1校から3校を担当して英語活動や英語科の授業において、担任の補助的役割を担っているところです。

13番目が日本語指導員で小学校の対象児童、現時点での来年度見込みは5名になりますが、こちらの指導にあたっております。

また前回の会議の中で令和5年度当初予算の内容で御説明したように、常勤2名分の予算の中で現在の勤務体制、常勤1名、非常勤2名という体制ですが、こちらの継続も含めて判断していきたいと申し上げたところでございます。中学校を担当しているのが、14番と15番の非常勤2名ですが、こちらの者とも面談を行いまして、現場での適正や勤務条件等を踏まえまして、継続雇用する予定としております。

以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問等はよろしかったでしょうか。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

ICT教育推進員というは、何か資格とかあるんですか。

○教育長 長尾明美君

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

特にこの職種に必要な資格というのは定めておりませんが、やはりICT教育を推進するにあたって専門知識はかなり高い者というものがあまして。

○委員 村上信哉君

そういう経歴というのがちゃんとおありで。

○教育総務課長 吉本康一君

はい。前職は違う自治体でそうした仕事に従事しているもので、本市に来て、もう5年目6年目になっておりますので、非常に頑張らせていただいております。

○委員 村上信哉君

ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

その他よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

続いて、指導室をお願いします。

○指導室長 三田井秀信君

では続きまして、指導室所管分につきまして説明させていただきます。資料は4ページから6ページになります。

指導室では学校教員を指導する指導主事、特別支援アドバイザー、適応指導教室の指導員、アシスタントティーチャー、図書司書等ですね、68名の方を令和5年度に雇用する予定にしております。ほとんどの方が継続雇用ですが、6ページの9名、上から3番目以降の9名については新規の雇用となります。その内訳は、今年度、市雇用教職員を、昨年度は非常勤2名しかちょっと集まりませんでした。今年度は常勤2名ですね、きちっと確保できましたので、そちらを雇用する予定です。

次に、アシスタントティーチャーは、辞められる方の補充として4名雇用。

最後に来年度からですね、前回の教育委員会でも御説明申し上げましたが、部活動の地域移行を進めていくために、3名の部活動外部指導員を雇用しております。配置校は、今年度はまず3校で、行橋中・長峽中・泉中の3校に今年度はですね、まずは先行ということで配置する予定にしております。説明は以上です。

○教育長 長尾明美君

御説明は終わりました。何か御質問等ありましたらお願いします。

桃坂委員。

○委員 桃坂克己君

いま説明があったのは部活動の関係ですけど、今後は継続的に増やしていくようなイメージなんですか

○指導室長 三田井秀信君

はい。できれば来年はあと3校、頑張りたいと思います。

○委員 桃坂克己君

分かりました。負担が結構掛かっているところだと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

○教育長 長尾明美君

他にございませんか。

吉兼委員、どうぞ。

○委員 吉兼法子君

関連ですけど、行中・長峽中・泉中は、来年度ですか、今年度ですか。

○指導室長 三田井秀信君

来年度ですね、令和5年度ですね、もう指導員も決まっていますので。

○委員 吉兼法子君

どんなスポーツですか。

○指導室長 三田井秀信君

すみません。行橋中学校は吹奏楽部。長峡中・泉中は軟式野球部の指導をお願いしております。

○委員 吉兼法子君

ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

その他ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、学校管理課お願いします。

○学校管理課長 川中昌哉君

学校管理課です。資料の7ページをお願いします。学校管理課所管の会計年度任用職員の雇用でございますが、学校用務員、小中学校に各1名、行橋中学校のみ2名の雇用でございますので、17小中学校で計18名について、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用期間としております。

学校管理課の雇用につきましては、以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりましたが、何か質問等ありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

続いて、防災食育センターお願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

防災食育センターの人事案件につきまして御説明いたします。8ページの事務補助員から10ページのアレルギー対応事務補助員まで105名を、継続、新規雇用及び職種変更等により雇用するものでございます。

また11ページの3名が退職をいたします。説明は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明は終わりました。何か質問等ありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

では、生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長 森雅代君

生涯学習課は、12ページ及び13ページになりますが、12ページにございますように、公民館長11名及び主事が中央公民館に2名にいますので、主事12名、地域活

動指導員 3 名と生涯教育指導員 1 名の人事案件でございます。

12 ページの 28、29 番の中央公民館長及び社会教育主事が退職となり、26 番の中央公民館長及び 13 ページ 30 番の生涯教育指導員が、それぞれ新規となっています。生涯学習課は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明は終わりました。御質問等はよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では文化課、お願いいたします。

○文化課長 小川秀樹君

文化課です。文化課の人事案件は 14 ページになります。

増田美術館の館長 1 名、埋蔵文化財整理職員 2 名、埋蔵文化財整理作業員 4 名、歴史資料館館長以下スタッフ 5 名、守田蓑洲旧居事務員 1 名、埋蔵文化財発掘作調査員 1 名、埋蔵文化財発掘作業員 12 名の計 26 名を新規あるいは継続雇用しようとするものでございます。

退職は、歴史資料館長と歴史資料館学芸員が退職となります。以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明は終わりました。御質問等がありますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では最後に、スポーツ振興課お願いいたします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

続きまして、スポーツ振興課のほうより説明させていただきます。資料は差し替えを付けております。きょう配った 15 ページになります。

スポーツ振興課としましては、今回 1 名の会計年度任用職員を雇用する予定としております。業務の内容としましては、スポーツ振興課内において、各大会準備やスポーツ推進委員との連絡、調整、その他事務補助を行っていただいております。

雇用期間については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の 1 年間となっています。説明については以上です。

○教育長 長尾明美君

スポーツ振興課の説明が終わりましたが、御質問等ありませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

以上で全課の説明が終わりましたが、全体を通してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、採決に入ります。

議案第 15 号について承認することに、御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

(2) 議案第16号 学校運営協議会委員の任命について

○教育長 長尾明美君

では、議案第16号 学校運営協議会委員の任命について御説明をお願いいたします。
吉本課長、お願いいたします。

○教育総務課長 吉本康一君

それでは、教育総務課より御説明いたします。資料は16ページをお願いします。

学校運営協議会につきましては、本年度4月をもちまして市内小中学校、全校に設置が完了しており、全校設置後、来年度が2年目となります。

今年度は12校が初年度ということで、またコロナ禍ということもございまして、まずは学校での子どもたちの状況の把握、学校と地域が連携した既存の取り組みをできる範囲で継続をしていく。このようなところから、コミュニティスクールとしての活動をスタートしているところでございます。

来年度は今年度の活動実績を踏まえて、各協議会が自ら考えて、充実した活動にチャレンジをしていくことを期待しているところでございます。教育委員会といたしましても、教育総務課と生涯学習課で連携をいたしまして、伴走支援を行っていきたいと考えております。

今回は、令和5年度の各協議会の委員を任命しようとするものです。各運営協議会の委員名簿を資料の17ページから33ページに添付をしております。任期につきましては令和5年4月1日からの1年間となっております。

また、各協議会には地元区長や学校職員も委員として参加をしておりますが、区長の交代であったり教職員の人事異動がございまして、本日の資料では、暫定的に名前をあげさせていただいている方や空欄にしております。確定したものにつきましては、4月の教育委員会におきまして御報告をさせていただきます。以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御意見、御質問等ありましたらお願いします。

水谷委員、お願いします。

○委員 水谷知子君

御説明、ありがとうございます。本当に校区のことをよく知り、そして学校教育に御理解いただいて、また様々な分野で活躍されている方のお名前がたくさんあがっておいりましたので、本当に今後よい協議会になるのではないかなと思っております。

教育委員会のほうでも引き続きサポートのほう、よろしくをお願いいたします。

○教育長 長尾明美君

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ないようですので、採決に入ります。

議案第16号について、承認することに御異議はありませんか。

(「ありません」の声あり)

御異議ありませんので、承認することといたします。

(3) 議案第17号 行橋市指定史跡「稲童1号掩体壕」の指定解除について

○教育長 長尾明美君

続きまして、議案第17号 行橋市指定史跡稲童1号掩体壕の指定解除についての説明をお願いいたします。

小川課長、お願いいたします。

○文化課長 小川秀樹君

資料は34ページになります。議案第17号 行橋市指定史跡稲童1号掩体壕の指定解除について、行橋市指定史跡稲童1号掩体壕の指定解除については、行橋市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第11号に基づいて御審議いただいたというところがございます。

これは、新聞報道等で御承知かもしれませんが、平成14年12月2日に行橋市の史跡として指定されていまして稲童1号掩体壕が県条例第34号第1項の規定によって、県の史跡に新たに指定されます。令和5年3月13日の県の教育委員会で審議がございまして、正式な指定日は令和5年3月28日に県の広報に公示されまして、正式な指定となる予定でございます。市といたしましては、同日指定解除の告示を行いたいと思っております。

県の指定になった理由については、次の36ページの後半のほうに記載されておりますけれども、県内の戦争遺跡の中でも、構造や築造工法がよく分かる、それから保存状況が非常に良い、なおかつ稲童地区が空襲を受けた時の痕跡もあわせて残っている点が評価されて、県内、戦争遺跡として初めてなのでございますけれども、県の指定文化財に指定された次第でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明は終わりましたが、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○委員 村上信哉君

素晴らしい。私も何回も、よく見に行きました。

○教育長 長尾明美君

そうですか。素晴らしいですね。

では、採決に入ります。

議案第17号について承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

では、承認することといたします。

(4) 議案第18号 行橋市スポーツ推進審議会委員の任命について

○教育長 長尾明美君

では議案第18号 行橋市スポーツ推進審議会委員の任命について、説明をお願いいたします。

門司課長、お願いします。

○スポーツ振興課長 門司康宏君

スポーツ振興課から説明させていただきます。資料の44ページをお開きください。内容としましては、行橋市スポーツ推進審議会委員の任期は、令和5年3月31日までとなっておりますので、各団体に推薦依頼を行ったところ、資料の45ページの名簿とおり推薦をいただいているところでございます。

下の福岡県教育庁京築教育事務所社会教育室長については、異動の関係もありますので、一応前任の方を暫定的に名前を書かせていただいております。替わる可能性もあります。

今後につきましては、行橋市スポーツ審議会条例第4条において教育委員会が任命することとなっておりますので、後日、日程調整行い委嘱状の交付を行う予定としております。任期については、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっております。

基本的には委嘱状交付後に審議会を行い、本市における主要スポーツ事業についての報告や、行橋市のスポーツ施策についての御意見をいただくなどをお願いすることにしておりますが、別途スポーツ事業について調査や審議する必要が生じたときに、この審議会に意見を求め、教育委員会または市長に建議していただく機関となっております。

説明については、以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、採決に入ります。

議案第18号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(5) 議案第19号 第2次行橋市生涯学習推進計画(案)のパブリックコメントに対

する市の考え方及び計画の承認について

○教育長 長尾明美君

続いて議案第19号 第2次行橋市生涯学習推進計画案のパブリックコメントに対する市の考え方及び計画の承認について、御説明をお願いいたします。

森課長、お願いします。

○生涯学習課長 森雅代君

それでは生涯学習課より御説明いたします。資料の49ページをお願いいたします。

この第2次生涯学習推進計画につきましては、今年度策定委員会によりまず検討を経て素案を策定いたしまして、1月に開催した定例教育委員会の際に、委員の皆様につきましては、素案の概要を御説明させていただいたところでございます。

その後、令和5年2月1日から15日までの約2週間、パブリックコメントを実施いたしました。結果につきましては、1件の意見が提出され、次の50ページから51ページにかけて、その内容をお示ししております。こちらにつきましては、大きく3点ございましたので、1点ずつ御説明いたします。

まず資料の50ページをお願いします。こちらは1点目になりますが、あわせて同時にお配りしております第2次生涯学習推進計画案のほうも御覧いただきたいのですが、こちらに関しましては4ページになります。

50ページのいただいた意見の概要といたしましては、行橋市における生涯学習の対象範囲を明確化してはどうかというものでございます。生涯学習においては、家庭教育、学校教育、社会教育が対象範囲となります。本市では学校教育については、教育振興基本計画で取り組みの推進を図っており、本計画の対象範囲については、家庭教育、学校教育を除いた社会教育を中心に施策の展開を図っていくものでございます。

御意見を参考にいたしまして、本計画の生涯学習の範囲について定義し、計画案の中の4ページに、一番上、3、計画における生涯学習の範囲という項を追記いたしました。

続きまして、資料51ページの2点目になります。計画案につきましては、まず14ページになります。

意見の概要といたしましては、行橋市生涯学習推進計画の上位方針との整合性ということで、第6次行橋市総合計画との整合性について御意見をいただいております。本計画は、第6次行橋市総合計画と連携した教育振興基本計画を上位計画として、前回のこの生涯学習推進計画の基本理念を基に、計画案14ページにございますが、基本理念、いつでも どこでも とともに学び支え合う 生きがいつくりのまち 行橋、と定めております。そしてこの基本理念の実現に向けて、15ページにて3つの基本目標を、次のページ、16ページにて12の施策の方向性を体系図として掲げ、取り組みを推進してまいります。計画案の先ほどの4ページの4項で計画の位置づけを記載しておりましたので、

御意見につきましては今後の参考とさせていただきます、計画案の修正は行わないこととしております。

続いて同じく資料50ページ、こちらは3点目になりますが、意見の概要といたしましては、生涯学習を取り巻く社会等環境変化及びライフステージごとの実施計画案を、ということでございます。10年間の長期計画であるので、現時点での生涯学習を取り巻く社会環境変化や、そのキーワードを抽出したうえで、ライフステージに対応した学習の狙いと目標を設定し、それぞれの具体的な施策を立案する旨の御提案をいただいております。

本計画は、本市の生涯学習の取り組みを推進していく基本計画でございます。計画案、17ページ以降で先ほど言いました12の施策における主な取り組みについて、また具体的に示しているところがございますけれども、今後10年間は、この基本計画をもとに、各所管課にて具体的な施策・事業を展開していくための実施計画を立案・実施していくため、関連計画と連携して取り組みを進めてまいります。御意見につきましては、今後の参考にさせていただきます、計画案の修正は行わないこととしております。

またパブリックコメントではございませんが、計画の策定後の推進につきましても計画案4ページの7項にて追記いたしました。7番、計画の推進体制という項を追加しております。

その他、生涯学習推進計画策定委員会委員の方より、国の指針と照らし合わせて、防災という文言を、防災・減災といった文言に改める旨の御指摘がございましたので、7ページ③の現代的課題に対応した学習機会の充実の1行目、また、その「課題」の1行目に防災という文言があるのを、防災・減災に改め、また19ページにおきましても、(3)現代的課題に対応した学習機会の充実の1行目、また「主な取組」の表中の「施策」、「主な取組」、「内容」、いずれも1行目にあります防災という文言を、防災・減災といたしました。

今回添付しております計画案につきましては、以上の変更のほかは、1月の定例教育委員会時にお配りしておりましたものと内容は変更してございませんが、写真等を挿入いたしまして、また28ページ以降を資料編として計画策定経緯、行橋市生涯学習推進計画策定委員会設置条例、策定委員名簿、生涯学習施設一覧、また昨年3月から4月に行ったアンケート調査結果を追加しております。

こちらの計画につきましては、来年度からスタートいたしますので、生涯学習課、スポーツ振興課、文化課と連携いたしまして、各計画を推進いたしまして、本市の生涯学習施策全般の充実を図ってまいります。

説明は、以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問、御意見等がありましたらお願いします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

私もよく分かっていないんですが、こういうパブリックコメントの実施期間を設けて、最終的に出た意見が1件ということは、どんなふうに取り扱ったらいいんでしょうか。

すみません、よく分からないので。

○教育長 長尾明美君

森課長。

○生涯学習課長 森雅代君

確かに計画によっては、あるものは何件かあったり、ないものは全くなかったりといったところで、今回1件でございますけれども、御一人の方ですが凄くたくさん、このペーパーこのままの状態でご意見をいただいたものでございまして、熱心に考えていただいているなと思っております。

○委員 村上信哉君

ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

他にありませんか。

吉兼委員。

○委員 吉兼法子君

質問ですけど、50ページの意見に対する市の考え方というのを、生涯学習の対象範囲ですけど、ちょっと私も理解が伴わないんですけど、要するに家庭教育と社会教育ということですか。すみません。

○教育長 長尾明美君

森課長。

○生涯学習課長 森雅代君

生涯学習というのは結構、学校教育、家庭教育、社会教育の広い範囲で全般的にございまして、ここで言うところの生涯学習というものに関しましては、いわゆる社会教育といった分野、学校教育以外の部分というところで定義させていただいているというところがございます。

この定義に関しましては、先ほどの計画案の中の4ページの3の項目のほうで定義づけているところがございます。

○委員 吉兼法子君

分かるんですが、4ページの3の所のほうが分かりやすいと思うんですね、文章的に。だから、これを考え方のところに載せていただいたらよかったかなと思いました。

- 教育長 長尾明美君
なるほど、そうですね。
- 生涯学習課長 森雅代君
では、参考にさせていただきます。
- 教育長 長尾明美君
御意見、ありがとうございます。
その他は、いかがでしょうか。
水谷委員、お願いします。
- 委員 水谷知子君
今回は、御意見、パブリックコメント1件だったということなのですが、今回の御意見をいただいた方への御回答は、ホームページ上ということでもよろしかったでしょうか。
- 教育長 長尾明美君
森課長。
- 生涯学習課長 森雅代君
おっしゃるとおり、ホームページ上で公開いたします。
- 委員 水谷知子君
分かりました。ありがとうございます。
- 教育長 長尾明美君
その他は、いかがでしょうか。
吉兼委員。
- 委員 吉兼法子君
アンケートの集計、大変だったと思います。それで、この結果について細かく提示していただいて、ありがとうございます。
そのアンケートの調査結果を基に、この振興計画を策定されたということでもよろしいですか。
- 教育長 長尾明美君
森課長。
- 生涯学習課長 森雅代君
はい、アンケートを参考にして、素案を作ったということでございます。
- 教育長 長尾明美君
吉兼委員。
- 委員 吉兼法子君
ありがとうございます。それでですね、やっぱり今、学校教育のオーバーワークと言いますか、働き方改革が言われております。それは家庭教育や社会教育、要するに生涯

学習がもっともっと充実すれば、学校教育が抱える負担も軽減されるんじゃないかなと
思っておりますので、今後、生涯学習に対する期待はますます大きくなると思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 長尾明美君
森課長。

○生涯学習課長 森雅代君

今回の計画のほうにも、やっぱりそういった推進の取り組みというのを入れておりま
すので、今後とも社会教育のほう、学校教育と一体となって推進していこうと思います。

ありがとうございます。

○教育長 長尾明美君

その他は、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、ないようですので、採決に入ります。

議案第19号について、承認することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

(6) 議案第20号 行橋市立小・中学校県費負担教職員の訓告等取扱規程の制定につ いて

○教育長 長尾明美君

続いて議案第20号 行橋市立小中学校県費負担教職員の訓告等、取扱規程の制定に
ついて、御説明をお願いいたします。

指導室長、お願いします。

○指導室長 三田井秀信君

議案第20号 行橋市立小中学校県費負担教職員の訓告等取扱規程について、御説明
いたします。当日資料の2ページをお願いします。行橋市立小中学校県費負担教職員の
訓告等取扱規程の概要1、提案理由を御覧ください。

市内小中学校に勤務する県費負担教職員に法令違反、服務義務違反または職務怠慢、
全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合は、地方公務員法第29条の規定
により、服務監督権者である市町村教育委員会の内申を待って戒告・減給・定職・免職
の懲戒処分を福岡県教育委員会が行うことができるとされています。

福岡県教育委員会においては、教職員が違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくな
い行為、非行、いわゆる非違行為を行った場合、標準的な懲戒処分の指針を定め運用さ
れています。この指針に示す懲戒処分を行うまでに至らないような非違行為があり、か
つ対象となる教職員に対して業務履行の改善向上を図る必要があるときは、服務監督権

者である市町村教育委員会が監督上の措置として訓告を行うこととなります。

しかし、当該訓告については明確な法的根拠がなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条の規定により、市内小中学校に勤務する県費負担教職員のサービスを監督する市教育委員会において規程を制定し、これに基づき服務監督上の措置を行う必要があるために提案をいたしました。

以下の内容は、3ページにかけて各条で訓告の種類や決定方法、訓告の記録を残すための記録簿について規定されております。6ページは様式、7ページは記録簿の様式になっております。

今後このようなことが起きることも想定されますので、他の自治体を参考に作成いたしました。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問、御意見等がありましたら、お願いします。

村上委員、お願いします。

○委員 村上信哉君

これをつくった経緯というのは、他の市町村に倣ったということであって、今のところ、何か具体的な問題が生じたためではないんですか。

○指導室長 三田井秀信君

後で、また御説明いたします。

○教育長 長尾明美君

その他、何か御質問はございませんか。

桃坂委員、お願いします。

○委員 桃坂克己君

これをやるということで、問題の程度とか、あと処罰と言ったらちょっと悪いですけど、その程度というのがちょっと見えてこないの、その辺についてちょっと教えてもらえればと思います。

○教育長 長尾明美君

指導室長。

○指導室長 三田井秀信君

先ほども申しましたように県の懲戒処分が4つありまして、それに該当しないということになります。具体的に他の自治体のを参考にするとですね、嚴重注意とかですね、そういう事案が対象になります。

○教育長 長尾明美君

その他は、いかがでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、これより採決に入ります。

議案第20号について、承認することに御異議ありませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

御異議がありませんので、承認することといたします。

5. 報告事項

(1) 報告第4号 人事案件について

○教育長 長尾明美君

それでは、報告事項に入ります。

報告第4号の人事案件の会計年度任用職員の休職、休職の延長、復職に関しましても非公開で説明を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、非公開のため、その他事項終了後に説明を受けたいと思います。

6. その他

(1) 令和5年度子ども議会の開催について

○教育長 長尾明美君

それでは、その他事項に入らせていただきます。

令和5年度子ども議会の開催について、御説明をお願いいたします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課から御説明いたします。本日追加でお配りしたほうの資料の12ページ、行橋市子ども議会開催要綱案を御覧ください。

令和5年度子ども議会について、でございます。子ども議会は小学校6年生から中学生を対象として、約24名程度の子ども議員を募りまして、行橋市役所の議場を利用して、例年8月に開催しております。令和5年度は8月5日土曜日を本番といたします。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、時間短縮のために昼休みを取らずに12時30分ごろまでに終了するように、1部構成で実施したところがございます。令和5年度はコロナ禍前の令和元年度のように、午前と午後に分けて昼食もとるかたちでの実施に戻そうと、いま考えております。

また資料の12ページの、チラシを御覧ください。令和3年度の子ども議会からテーマをお示しして子どもたちが考える将来のまちづくりについて、市長や教育長に提案するかたちをとっております。

令和3年度のテーマは、「これからも住み続けたい、これからも住みたいと思ってもらえる行橋市にするために」、令和4年度のテーマは、「私が思い描く2030年の行橋市、～SDGsをナビにして～」というテーマで実施いたしました。来年度につきましても

同様にテーマを設定しようと考えておりまして、現在、検討しているところでございます。

令和6年が市制70周年を迎えるということもございまして、行橋市の70年の歩みを事前研修などで触れて、子どもたちが郷土の歴史を認識してもらいながら、今後未来の行橋市に必要なことは何なのかというものを、そういった視点で提案してもらいたいと、いま考えているところでございます。

なお、4月に入りましたら市報やホームページ、また対象者全員へのチラシの配布、駅、店舗などにポスターを掲示するなどしてですね、子ども議員の募集をしたいとしているところでございます。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御意見等がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

(2) 令和5年度教育部年間行事予定表について

○教育長 長尾明美君

では、御意見がないようですので、続いて、その他事項の2番目で、令和5年度教育部年間行事予定表について、御説明をお願いします。

吉本課長、お願いします。

○教育総務課長 吉本康一君

教育総務課より御説明いたします。本日こちらも追加でお配りしたA3の横の年間行事予定表を御覧ください。

こちらは各課の来年度1年間の行事予定をお示ししております。現時点での予定でございますが、教育委員の皆さんに出席をお願いする可能性がある行事などを赤字でお示ししております。参加のお願いにつきましては、その時期になりましたら、予め担当課のほうから御案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。御質問はございますでしょうか。

(「ありません」の声あり)

では、スケジュールのほう、よろしく願いいたします。

(3) 行橋市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 長尾明美君

では、その他事項の3点目、行橋市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をお願いいたします。

センター長、お願いします。

○防災食育センター長 木村君彦君

追加資料15ページ、行橋市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表を御覧ください。

前回2月の教育委員会会議でお諮りした、令和5年度4月から給食費引き上げに伴う実施内容に変更はございませんが、財政課との協議により、第4条の給食費の額を改正額に改め、19ページの一番最後です、適用区分3に児童生徒の給食費特例適用期間を、また4に教職員並びにセンター職員等はこの特例適用に該当しないことを明記した内容を加え、規則を改めたことを報告するものでございます。

この度、議題としてお諮りした規則の内容を再度報告する結果となり、申し訳ございません。今後は必要事項について関係各課と協議・調整を行い、このようなことがないよう十分注意してまいります。報告は以上でございます。

○教育長 長尾明美君

説明が終わりました。何か御質問、御意見がありましたら、お願いします。

(「ありません」の声あり)

では、その他でございます。他に何かございませんでしょうか。

(「ありません」の声あり)

次に、次回開催日について、御説明をお願いいたします。

○教育政策係長 井上尚史君

次回の定例教育委員会につきましては、まだ日時は決まっておりますが、4月上旬から中旬として日程調整をさせていただきたいと思っております。日時・場所が決まりましたら、改めて御連絡させていただきます。よろしく申し上げます。

○教育長 長尾明美君

では、日程が決まり次第、改めて御連絡をさせていただきます。

それでは、ここからは非公開での審議といたします。

(13時30分)

閉会 14時04分